

富士川町教育大綱

平成27年11月

富 士 川 町

富士川町教育委員会

1 はじめに

富士川町では、「暮らしと自然が輝く 交流のまち」を将来像に掲げ、“生涯”快適に暮らせるまちを目指した、第1次富士川町総合計画を平成22年度に策定し、これまで積極的な事業を展開してきました。

一方、今日の教育を取り巻く社会環境は、少子化・高齢化、グローバル化、知識基盤社会の到来、地球規模の課題、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど大きく変化をしています。

このような中、本年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会制度の新たな仕組みが構築され、総合教育会議の設置、教育大綱の策定が義務付けられました。

富士川町では、第1次総合計画を基本とした、新しい町の教育行政の基本的な方針となる、富士川町教育振興計画を平成23年度に策定し、平成33年度までの教育行政全般の方向性や基本方策を位置づけております。

このことから、町が今回策定する教育大綱は、基本的には、既に定めている富士川町教育振興計画を基本として策定することとします。

この大綱に基づき、町長部局と教育委員会が教育の振興や人材の育成に十分な意思の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ、施策に取り組んでまいります。

2 大綱の位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、富士川町の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策を町長が教育委員会と協議し策定するものです。

3 計画の期間

この大綱の計画期間は、富士川町教育振興計画との整合性を鑑み、平成27年度から平成33年度までの7年間とします。なお、この大綱を変更するときは、富士川町総合教育会議において協議し変更することとします。

4 基本理念

今を未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり

5 基本目標

- ①生きる力を育み、確かな自己実現ができる「ふるさと富士川」人づくり
- ②自他が尊重され、文化の香りが漂う活力に満ちた「ふるさと富士川」社会づくり
- ③自然と伝統に学び、新たな歴史を拓く「ふるさと富士川」地域づくり

6 施策の体系

教育理念の達成に向けた取り組みとして、次の施策の体系に基づいた取り組みを展開します。

- (1) 家庭・地域・学校の連携
 - ① 家庭教育、幼児教育の充実
 - ② 青少年健全育成
 - ③ 安全安心な地域づくり

- (2) 学校教育の充実
 - ① 確かな学力の育成
 - ② 豊かな心の育成
 - ③ 健やかな体の育成
 - ④ キャリア教育の推進
 - ⑤ 特別支援教育の充実
 - ⑥ 時代の要請に応える教育の推進
 - ⑦ 教育環境・施設の整備・充実

- (3) 社会教育の充実
 - ① 公民館事業の充実
 - ② 学習情報の提供・広報の充実
 - ③ 生涯学習機会の充実
 - ④ 生涯学習施設の整備・充実

- (4) スポーツの振興
 - ① 町民皆スポーツ活動の推進
 - ② 地域総合型スポーツクラブ活動の推進
 - ③ 体育施設の充実

- (5) 芸術・学術文化の振興
 - ① 文化芸術に親しむ機会の充実
 - ② 文化団体の支援
 - ③ 文化財・伝統芸能の保存伝承
 - ④ 文化ホールの有効活用

7 教育振興の施策

(1) 家庭・地域・学校の連携

① 家庭教育、幼児教育の充実

- ・ 就園奨励事業の推進、幼児教育の振興
- ・ 青少年育成区民会議の継続開催
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 地域ぐるみの食育の推進
- ・ 家庭での子育て力の醸成
- ・ 子どもに生きる力を育める環境づくりの推進

② 青少年健全育成

- ・ 異年齢交流キャンプ等による自然体験の開催
- ・ 青少年団体活動を通じた子どもたちの健全育成
- ・ 子どもと大人のふれあいの機会の増加
- ・ 地域ぐるみの子育て健全育成の取り組み

③ 安全安心な地域づくり

- ・ スクールガードリーダー、110番の家など防犯活動の充実
- ・ 地域ぐるみの安全・安心への取り組み
- ・ 子どもの人権に対する意識の高揚
- ・ 交通事故防止対策の推進
- ・ チャイルドシートの利用促進

(2) 学校教育の充実

① 確かな学力の育成

- ・ 発達段階に応じた基礎的・基本的な知識や技能の習得
- ・ 小学生における言語活動や理数教育の充実
- ・ 中学生における思考力・判断力・表現力の育成
- ・ 学習指導の工夫・改善
- ・ 課題解決型の学習テーマの積極的導入
- ・ 放課後学力向上事業等の推進

② 豊かな心の育成

- ・ 規範意識の向上など道徳教育の推進
- ・ いじめの未然防止・不登校の学校全体での取り組み体制の整備
- ・ 読書活動の推進と拡充
- ・ 子どもから相談できる体制の充実

- ③ 健やかな体の育成
 - ・ 児童生徒の発達段階に応じた適切な体育指導
 - ・ 生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲・能力の育成
 - ・ 食に関する指導計画の作成による食育の推進
 - ・ 防災計画に基づく安全教育の推進

- ④ キャリア教育の推進
 - ・ 体系的・系統的なキャリア教育の推進
 - ・ 発達段階に応じた、望ましい勤労観・職業観の醸成

- ⑤ 特別支援教育の充実
 - ・ ニーズに応じた特別支援教育の充実
 - ・ 個別の指導・支援計画による支援体制の整備
 - ・ 関係機関との連携強化と相談体制の充実

- ⑥ 時代の要請に応える教育の推進
 - ・ ふるさとの歴史や伝統文化の学びの取り組み
 - ・ 小学校の外国語教育の推進
 - ・ 自然エネルギー活用や省エネ活動等環境教育の推進
 - ・ I C T教育を推進し情報教育の充実
 - ・ 地域に開かれた学校の運営
 - ・ 小・中学校の連携強化

- ⑦ 教育環境・施設の整備・充実
 - ・ 町単講師や支援員の配置によるきめこまかな教育の推進
 - ・ 老朽化が進む学校施設の整備・改修
 - ・ 老朽化している給食施設の整備・改修
 - ・ 防災用品の整備や地域避難所としての機能の充実

- (3) 社会教育の充実
 - ① 公民館事業の充実
 - ・ 移動公民館、各種セミナー等の開催
 - ・ 公民館改修・修繕事業費補助制度による公民館機能の強化

 - ② 学習情報の提供・広報の充実
 - ・ 他市町との情報の共有化による情報の提供
 - ・ 学習相談体制の強化
 - ・ 各種生涯学習講座や教室などへの学習情報の提供と啓発

- ・情報教育の充実と推進

③ 生涯学習機会の充実

- ・幼児から高齢者まで各世代や成長過程に応じた学習機会の提供
- ・多様化、高度化する学習意欲を満たす学習プログラムの提供
- ・学習指導者の発掘、活動団体の育成
- ・生涯学習指導者、文化ボランティアの育成
- ・町民の学習意欲に応える指導体制の確立
- ・自主的、自発的な学習活動への支援

④ 生涯学習施設の整備・充実

- ・学習拠点となる中央公民館の施設整備と充実
- ・町立図書館の施設整備と機能の充実

(4) スポーツの振興

① 町民皆スポーツ活動の推進

- ・各種スポーツ事業の見直し
- ・スポーツ・レクリエーション指導者の養成強化
- ・地域住民への情報の提供、各種スポーツ教室の開催
- ・生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ・地区単位での軽スポーツ普及指導
- ・体育協会、自主活動団体やグループの育成
- ・スポーツ合宿を通じた県外スポーツ団体との交流による競技力向上

② 地域総合型スポーツクラブ活動の推進

- ・かじまるスポーツクラブの育成
- ・自主的なスポーツサークルの育成・充実
- ・いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの研究、普及
- ・スポーツ指導者バンクの活用
- ・地域に密着した指導者や専門的知識・技術を有する指導者の養成・確保

③ 体育施設の充実

- ・水辺空間を利用した総合運動公園の建設
- ・町民体育館の移設に伴う機能の充実
- ・気軽に体力づくりができるトレーニングセンターの開設
- ・各種社会体育施設利用促進の運営体制の充実
- ・スポーツ施設の装備・器具の充実

(5) 芸術・学術文化の振興

① 文化芸術に親しむ機会の充実

- ・文化意識の醸成・高揚のための情報の充実
- ・文化イベントや相互研修による文化交流の促進
- ・芸術芸能の鑑賞、作品展示・発表機会の拡充
- ・町民主体の文化活動の充実

② 文化団体の支援

- ・文化協会、文化グループなどの文化団体の育成、支援
- ・文化団体の自主的な文化活動の支援
- ・文化団体との情報の共有化による情報の提供

③ 文化財・伝統芸能の保存伝承

- ・文化財管理、保護への支援
- ・文化遺産の保全、活用の意識の高揚と啓発
- ・伝統文化、郷土芸能の継承のための後継者確保、育成

④ 文化ホールの有効活用

- ・身近な芸術文化情報の提供
- ・文化創造・発信の場としての活動の推進
- ・住民参加型事業の充実とその体制づくり
- ・優れた芸術・芸能の積極的な提供
- ・施設の効率的な運用
- ・関係機関との連携による芸術文化の振興